

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月14日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	羽曳野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/seisakukikaku/jouhouseisaku/mynumber/6368.html

執行機関名 羽曳野市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年羽曳野市条例第38号) 別表第1の3の項 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例